特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	母子家庭等医療費の支給に関する事務 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、母子家庭等医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和2年2月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務					
①事務の名称	母子家庭等医療費の支給に関する事務					
②事務の概要	田原市母子家庭等医療費支給条例に基づき、要件を満たす対象者に対し、医療費の一部を支給する。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①母子家庭等医療費受給資格登録及び更新申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務 ②田原市母子家庭等医療費支給条例に基づく届出、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ③田原市母子家庭等医療費支給申請書の受理、審査又は請求に対する応答に関する事務					
③システムの名称	福祉システム(母子・父子家庭医療)、個人住民税システム、統合宛名システム、宛名管理システム、 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、国民健康保険システム					
2. 特定個人情報ファイル	名					
資格情報ファイル、給付情報フ	ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例第3条第1項、別表1 項番3、別表2項番3 田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第4条、第 13条					
4. 情報提供ネットワークシ	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき 同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 第2条					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民環境部 保険年金課					
②所属長の役職名	保険年金課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	田原市役所 市民環境部 保険年金課 郵便番号441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3514					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人未満(任意実施)]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和2年2月1日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
_	項目評価書 施機関については、それ] 1ぞれ重点項目	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書の 3)部価書又は全項目評価書において、	なび全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	システムを通	じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である	5] 	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	トワークシステ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部	5監査		
9. 従業者に対する教育・	 各					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行って	いる]	<選択肢> 1)特に力を入れて行 2)十分に行っている	っている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	Ⅳ-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	中間サーバ、後期高齢者医療広域連合電算 処理システム(標準システム)、行政基本シス	福祉システム(母子・父子家庭医療)、個人住民税システム、統合宛名システム、宛名管理システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)、国民健康保険システム	事前	システムの更新に係る 再実施による